第２次高梁市教育振興基本計画

大志を抱(いだ)き未来を拓(ひら)く人づくり

平成２８年３月

高梁市教育委員会

目　次

第１章 第２次高梁市教育振興基本計画の策定

１　策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　策定期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
４　策定手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第２章 教育を取り巻く社会情勢と高梁市の教育の現状と課題

１　教育を取り巻く社会情勢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
２　本市の教育の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

第３章 第２次高梁市教育振興基本計画の基本構想

１　基本構想の骨子　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
２　本市が目指す教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
３　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
４　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
５　点検・評価等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

第４章 第２次高梁市教育振興基本計画の施策の展開

１　基本方針１　心身ともにたくましい子どもを育てます

施策１　就学前教育の充実を図ります　・・・・・・・・・・・・・・・　１２
施策２　確かな学力の向上を図ります　・・・・・・・・・・・・・・・　１３
施策３　道徳教育を充実させ豊かな心を育みます　・・・・・・・・・・　１４
施策４　ふるさと高梁に学び郷土愛を育みます　・・・・・・・・・・・　１６
施策５　健やかな体を育てます　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

２　基本方針２　充実した教育環境を整備します

施策１　教師の指導力を高め人的環境を整えます・・・・・・・・・・・　１８
施策２　適切な学校配置を進めます　・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
施策３　学校支援体制の充実を図ります・・・・・・・・・・・・・・・　２０
施策４　学校施設・設備の充実を図ります・・・・・・・・・・・・・・　２２
施策５　学校給食の充実を図ります　・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

３　基本方針３　生涯学習の機会を広げ文化・スポーツの振興を図ります

施策１　生涯学習の振興を図ります　・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
施策２　社会教育施設の充実と活用を図ります　・・・・・・・・・・・　２６
施策３　地域の伝統や文化の維持向上を図ります　・・・・・・・・・・　２７
施策４　スポーツの振興を図ります　・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
施策５　広域的なスポーツ交流を推進します　・・・・・・・・・・・・　３１

【資料等】

・用語解説　・・　３２
・高梁市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱　・・　３４
・第２次高梁市教育振興基本計画検討委員会　・・　３５
・高梁市の教育関係資料　・・　３７
・高梁市教育大綱　・・　４３

第１章　第２次高梁市教育振興基本計画の策定

１　策定の趣旨

平成 18 年 12 月「教育基本法」が改正され、第 17 条第２項で、地方公共団体においても、国の計画を参酌して地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を策定するよう努めることとされ、岡山県教育委員会においては、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を計画期間とする「第２次岡山県教育振興基本計画」が策定されました。

本市においても、平成 23 年 3 月に「高梁市教育振興基本計画」を策定し、５年間、取り組みを推進してきました。そして、平成 27 年 3 月に「高梁市新総合計画後期基本計画」が策定されたことを機に、これまで進めてきた取り組みの成果と課題を踏まえ、高梁の地域性や独自性を持たせながら本市の教育が進むべき方向を明らかにし、推進のための計画を市民へ示すことを目的として、「第２次高梁市教育振興基本計画」を策定します。

２　位置付け

〇法的な位置付け

教育基本法第１７条第２項の規定に基づく、地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画とします。

〇本市の上位計画等との関係

平成 22 年度を初年度とする 10 年間の基本構想に基づき、平成 27 年度からの後期 5 年間について策定した「高梁市新総合計画後期基本計画」や、「高梁市創生総合戦略」に示す教育分野の施策をより具体化するため、高梁市長が高梁市教育委員会と協議・調整し、平成 27 年 11 月に定めた「高梁市教育大綱」を指針として策定する高梁市の教育行政における総合計画とします。

３　策定期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの５年間とします。

４　策定手順

国（文部科学省）　教育基本法（H18．１2）

【教育の目的】（教育基本法第１条）
教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
【教育振興基本計画】（教育基本法第１７条第１項）
教育基本法の理念の実現に向け、「教育立国」をめざし、教育の振興に取組む。

岡山県　第２次岡山県教育振興基本計画（H28．2）

【基本目標】　「心豊かに、たくましく、未来を拓く」人材の育成
本県教育の基本目標は、岡山県教育大綱において定められており、本計画においては、この基本目標の実現に向けて取組を進めます。

高梁市　高梁市新総合計画後期基本計画（H27．3）

【都　市　像】　『ひと・まち・自然にやさしい高梁』
【基本理念】
・人の知恵とふるさとへの思いを活かしたまちづくり
・新たな発想や積極的に挑戦する姿勢を大切にするまちづくり
・自助・互助・公助を基本にした協働と連携のまちづくり
【基本方針】（教育分野）
・地域文化と心豊かな人を育むまち

高梁市教育大綱（H27．11）

【基本目標】　大志を抱き未来を拓く人づくり
〇夢や目標の実現を目指して努力する人
〇ふるさとを愛し活力あるまちを創る人
〇知・徳・体の調和のとれた成長をする人

第２次高梁市教育振興基本計画(H28．3)

〇教育基本法第 17 条第２項に基づき策定する
〇高梁市新総合計画を上位計画とする
〇高梁市教育大綱を指針とする
〇高梁市の地域性や独自性を取り入れた計画とする
〇１０年間を見据え、後半の５年間で取り組む計画とする

第２章　教育を取り巻く社会情勢と高梁市の教育の現状と課題

１　教育を取り巻く社会情勢

(1) 人口減少と少子高齢社会の進行

わが国の総人口は、平成22年に1億2,806万人となりましたが、平成42年には、1億1,662万人にまで減少すると予測されています。その間、年少人口は、480万人減少し、老年人口は、740万人増加することが見込まれています。

このような人口減少や少子高齢化の進展は、労働力人口の減少や経済規模の縮小などの社会経済・雇用環境への影響だけでなく、子育て・教育環境や生涯学習の在り方にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

(2) グローバル化と高度情報化の急速な進展

政治・経済、文化・芸術、スポーツなどの各分野において国際化やグローバル化が急速に進み、人の交流や経済活動が国境を越えて展開されるようになっています。また、インターネットなどの情報通信技術の普及・発展により、誰もが容易に世界の情報を入手・発信できる環境となっています。

こうした状況において、異文化への理解を深めるとともに、情報を安全かつ有効に活用する能力やコミュニケーション力を身に付け、国際交流や経済活動ができる国際感覚豊かで国際社会に通用する人材を育成することが求められています。

(3) 地域コミュニティの衰退と郷土愛の希薄化

人口の流出と少子高齢化の進行、地域経済の低迷などにより、コミュニティ内における世代間の交流機会の減少やつながりの希薄化が進んでおり、地域コミュニティの活力や自治機能の低下が懸念されています。また、地域の伝統・文化や生活に愛着を持ち、活力ある地域を創っていこうとする地域を愛する気持ちが薄らいでいます。

このため、地域の自然や生活に親しみ、歴史や伝統・文化を学び郷土愛を育てるとともに、住民一人ひとりが自治・協働の意識を高め、まちづくり活動の地域リーダーや後継者の育成、女性や若者の参画などによるコミュニティの活性化が強く求められています。

(4) 家庭・地域の教育力と規範意識の低下

都市化と過疎化、核家族化などの家族形態の変容、共働きなどライフスタイルの変化等を背景として、家庭や地域の絆が弱まりその教育力が低下しています。このことは、規範意識の低下や、子どもの問題行動や非行の増加にもつながっています。

こうした状況において、学校と家庭・地域さらには関係機関が連携し、家庭や地域の教育力を高めるとともに、心の教育や人権教育の充実、さらには規範意識の醸成等に積極的に取り組むことが重要となっています。

(5)進路選択と職業観・勤労観の変化

経済・産業の構造的変化や雇用の流動化が進む現代社会において、価値観やライフスタイル、さらには職業観・勤労観が多様化し、若者の就職や進学などの進路に関わる環境は大きく変化し、将来の生き方や生活設計が描きにくくなっています。そして、職業観・勤労観の未熟さや、社会人や職業人としての資質・能力の不十分さが指摘されています。

このような中で、将来の夢や目標を持ちそれを実現するために努力することの大切さを学ぶとともに、正しい職業観や勤労観、さらには社会の変化や様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を身に付けることが求められています。

２ 本市の教育の現状と課題

(1) 子どもの教育の状況について

●新たに子ども・子育て支援新制度※1に基づいた就学前教育保育が導入され、幼稚園・こども園・保育園が共通して、教育保育の充実を図ることが強く求められています。

そのために、高梁市就学前教育保育課程を基にした質の高い教育保育を推進し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ることが重要です。

●本市の学力は、ここ数年の全国及び県学力調査結果から、県内では上位の成績を上げるようになりました。特に、落ち着いた学習環境を実現し、集中して授業に取り組むことで成果をあげています。

ただ、活用力には依然課題があり、個に応じた指導やアクティブ・ラーニング※2の推進による学習意欲の向上、家庭と連携した学習習慣の定着等に取り組むことが必要です。また、益々進む社会のグローバル化や高度情報化に対応するため、特に、英語教育や国際理解教育、ＩＣＴ※3活用力を高めるための情報教育等の充実が求められています。

●心の教育については、地域の人材や自然環境、伝統・文化などを生かした教育を進めることにより、豊かな心や郷土愛を育むことに成果を上げています。また、教育活動に参加する外部講師の数が年々増え、活動内容も広がりを見せています。

今後、高梁の歴史や山田方谷など郷土の偉人に関する学習や伝統文化・芸能等の継承活動、地域人材や豊かな自然環境を生かした体験活動や環境教育の充実を図るとともに、子どもたちのまちづくり活動への参画を進めていくことが

大切です。また、郷土の偉人を題材とした道徳授業や、生き方を学ぶキャリア教育※4、ボランティア活動等の充実を図ることも重要です。

●健やかな体を育むために、学校園と学校給食センターが連携・協力し、食育※5の推進に取り組んできました。平成２７年度から新たに幼稚園・こども園に給食の提供を開始し、今後一層、献立の工夫や地産地消の推進、さらには学校、家庭、地域が連携して食育を推進し、栄養教諭等を中心とした「食」に関する指導の充実を図り、望ましい食習慣の確立が求められています。

また、遊びやスポーツの充実による体力や運動能力の向上に取り組むとともに、家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣の定着やメディアコントロール※6などを身に付ける教育を推進することも重要です。

●本市の生徒指導については、いじめや暴力行為、非行等の問題行動は改善しており、各学校とも落ち着いた学習環境を実現できています。引き続き、学校と家庭・地域や関係機関との連携強化を進めていくことが重要です。そして、スマートフォン等を介したネットいじめやトラブルなどの新たな課題に対応することも求められています。

また、不登校については、依然として課題となっていますが、改善の状況も見られます。個々の実態に応じて、組織的な取組ができるような支援体制を構築することが重要です。

(2) 学校の教育環境について

●教育効果を上げるためには、教師の指導力を向上させることが重要であるとの考えから、研修や授業研究の充実を図ってきました。各学校園で公開授業の回数や外部講師を活用する機会が増え、研修会の内容もワークショップを取り入れるなど工夫が見られます。

今後、新たに教科となる道徳や小学校の英語、“ふるさと高梁から学ぶ”郷土学習等の指導力やＩＣＴ活用力の向上に重点を置き、職員研修や授業研究の内容を充実させるとともに、教師の支援・補助となる様々な人的配置を充実させることが求められています。

●教育環境については、少子化の中で、学校園の小規模化や複式学級の増加が進んでおり、切磋琢磨したり多様な考えに触れたりすることができにくく、部活動などの集団での教育活動への支障が懸念されています。そうした中で、学校園の統廃合については、地域の実情や保護者・地域の意見を十分考慮して進めることが求められています。

今後、就学前教育保育の充実のための幼稚園・保育園の統廃合や認定こども園化、小中学校の学級・学校規模の適正化を図るとともに、高等学校の魅力と特色づくりを一層進めることが重要です。

●学校教育の支援体制については、本市の学校園の特徴である、学校間及び家庭・地域との絆の強さを生かした、地域全体で学校を支える取組が大きな教育効果を上げています。

今後、学校間連携では、中学校区単位で合同授業や交流活動等を積極的に進め、小中学校の連携と一貫性のある教育体制をつくるとともに、高等学校や大学との連携を深めていき、地域に開かれた学校づくりを進めることが重要です。

また、家庭・地域との連携では、学校支援地域本部事業※7やコミュニティ・スクール※8等の推進により学社融合し家庭や地域の教育力を一層高め、社会全体で子どもの健全育成を図る体制づくりが大切です。

●学校施設の整備については、より良い教育環境と安全性を確保するため計画的に施設改修・整備を行い、災害時の緊急避難場所としての整備も進めています。また、情報教育の充実を図るための環境整備を進めています。

今後も一層、耐震化や省エネルギー化、老朽化等に対応した施設改修や防犯対策等の施設整備を進めていく必要があります。そして、高度情報化社会の中で、児童生徒がＩＣＴを活用して学習できる環境整備を計画的かつ早急に進めることも重要です。

●学校給食については、地産地消の推進と安心安全な給食の提供に取り組み、それぞれで成果を上げています。平成２７年度から幼稚園とこども園への給食提供を開始し、全市的に学校給食を通しての食育の推進に取り組んでいます。また、学校給食センターの再編整備を進め、運営面での充実と効率化を図ってきました。

今後より一層、旬の食材を活用した行事食、地域の特色を生かした郷土食など「生きた教材」となるよう献立を作成し、給食の充実推進と地産地消の積極的推進及び食物アレルギー等に配慮した安心安全な学校給食の提供を図るとともに、学校給食センターの施設・設備の整備・充実を図ることが求められています。また、運営面について、今後の学校給食センターの在り方について、引き続き検討することも必要です。

(3) 生涯学習と文化・スポーツの振興について

●生涯学習については、各地域で人口減少と高齢化が進む中、各地域の特性や課題に応じた公民館講座や行事等を企画・運営することが一層求められています。それぞれの地域の実情やニーズを把握し、実態に応じた活動内容を工夫することが大切です。そして、地域のまちづくりやコミュニティ組織、地域団体と連携し、エリアを越えた生涯学習ネットワークを構築することが求められています。

また、人権教育・啓発活動の推進による人権意識の高揚と学校・家庭・地域と連携した青少年の健全育成を図ることも重要です。

●社会教育施設や文化施設の活用については、住民の求めるニーズが多様化・高度化しており、各施設の特徴と機能を生かした活用が求められています。また、市民に多様な文化・芸術等の鑑賞機会の提供を行うとともに、各施設の機能を維持・向上させるための改修や整備を一層進めることも重要です。

また、新図書館が、市の生涯学習活動の中心拠点として十分な役割を果たすよう支援体制を整えるとともに、市内関連施設及び団体等と連携し、市内全域の読書活動や社会教育活動の活性化を図ることが求められています。

●文化財や伝統文化・芸能の保護・保存については、備中松山城や吹屋伝統的建造物群保存地区などの文化遺産、松山踊りや備中神楽、渡り拍子などの伝統芸能等の保護・保存に努めるとともに、地域の文化・芸術諸団体の活動支援を中心に、地域の伝統や文化の維持向上を図ってきました。

今後より一層、高梁の文化遺産や伝統芸能等の保護・保存を計画的に進め、その価値や意義を学び、後世に伝える活動を支援することが重要です。また、それらを産業振興等に有効活用する取組が求められています。

●スポーツの振興については、体育協会加盟の競技団体や総合型地域スポーツクラブ※9、スポーツ少年団等の活動により、市内全域で多種多様なスポーツが様々な世代に広がっています。また、ＦＣ吉備国際大学シャルムや岡山シーガルズ、ファジアーノ岡山、三菱自動車倉敷オーシャンズ等の指導による競技力の向上や、市内指導者による教室の開催により生涯スポーツの推進が図られています。

今後も各種スポーツ関係団体の組織力の強化や活動支援、各種スポーツ教室の開催、指導者の育成、トップレベルの選手やチームによる教室・講習会の開催が求められています。また、地域における生涯スポーツ拠点施設の整備、老朽化した施設や設備の改築・改修が必要となっています。

●広域的なスポーツ交流については、ヒルクライムチャレンジシリーズ高梁吹屋ふるさと村大会をはじめ、平松政次旗学童軟式野球大会やサッカーの３ライズリーグなど、スポーツイベントや交流試合等を開催することで交流人口の増加が図られています。

今後も国・県レベルの大会誘致や高校、大学等の合宿誘致、広域的なスポーツ大会の開催が求められています。また、全国大会や有料試合が開催できる施設の整備が必要となっています。

第３章　第２次高梁市教育振興基本計画の基本構想

１　基本構想の骨子

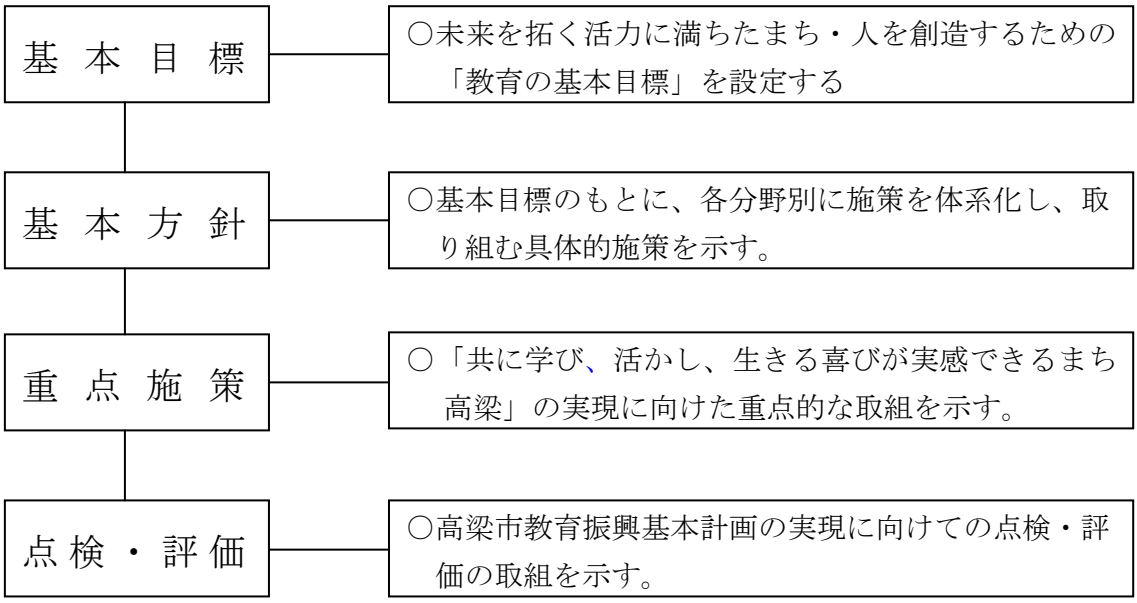

２　本市が目指す教育

○“生きる力”を育むことにより、自己の個性や能力を伸ばし、一人の人間として自立し、たくましく生きることができるように、発達段階に応じた質の高い教育を進めます。

◆子どもたちに、“生きる力”の要素である「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成し、自己の能力や可能性を最大限に発揮し、変化の激しいこれからの社会に対応し、自立した一人の人間として主体的に判断し、たくましく生き抜く力を育てるために、就学前から小・中学校、さらには高等学校までの各段階の学校教育の充実と質の向上を図ります。

○生まれ育ったふるさとを愛し誇りに思い、地域活動やまちづくり活動に主体的に参画し、地域の発展に貢献できる人材を育てるために、ふるさと高梁に学ぶ教育を積極的に進めます。

◆高梁のすばらしい歴史や偉人、伝統文化や芸能等を学び伝える活動や、地域人材や豊かな自然環境を生かした体験活動・ボランティア活動や環境教育の充実を図り、地域の特性を理解し、ふるさとを大切に思いその発展のためのまちづくり活動へ積極的に参画することのできる人材を育てます。

○家庭や地域の教育力を高め、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、連携して社会全体で子どもを育む教育を進めます。

◆家庭や地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が連携・協力し地域コミュニティの絆を強め、子どもの基本的な生活習慣の定着と、道徳性や規範意識の向上を図るとともに、安心安全なまちづくりを進め、地域ぐるみで子どもの健全育成を図ります。

○文化やスポーツの振興を図り、生涯にわたって自ら学び、高めるとともに、その成果を生かすことができる教育環境づくりを進めます。

◆いつでも、どこでも、誰でも、地域のすばらしい伝統・文化や優れた芸術に触れたり、スポーツに親しんだりすることのできる機会を積極的に提供し、「学びとスポーツの輪」を広げます。そして、その成果を地域社会のために生かし、生きる喜びが実感できる地域づくりを進めます。

3　基本目標

大志を抱(いだ)き未来を拓(ひら)く人づくり

○夢や目標の実現を目指して努力する人
○ふるさとを愛し活力あるまちを創る人
○知・徳・体の調和のとれた成長をする人

◆高梁の未来を拓く原動力は、“人づくり”にあり、“生きる力”の要素である、知＝「確かな学力」と徳＝「豊かな心」、体＝「健やかな体」を調和よく身に付けた人を育てます。また、大きな志を持って夢や目標を実現するために精一杯努力するとともに、ふるさとに愛着と誇りを持ち、その発展に積極的に参画・貢献できる人材を育成します。

4　基本方針

（1）　心身ともにたくましい子どもを育てます

① 就学前教育の充実を図ります
② 確かな学力の向上を図ります
③ 道徳教育を充実させ豊かな心を育みます
④ ふるさと高梁に学び郷土愛を育みます
⑤ 健やかな体を育てます

◆就学前教育から学校教育まで一貫した教育により、確かな学力や豊かな心、健やかな体など、たくましく生きる力を育むとともに、子どもたちが自立し、生涯にわたって学び続ける基礎となる力や、社会の一員として積極的に社会の発展に貢献できる力を育みます。

（２） 充実した教育環境を整備します

① 教師の指導力を高め人的環境を整えます
② 適切な学校配置を進めます
③ 学校支援体制の充実を図ります
④ 学校施設・設備の充実を図ります
⑤ 学校給食の充実を図ります

◆教職員の資質向上と各学校の課題に応じた人的配置を図り、人的環境を整えるとともに、より良い教育環境づくりや安心安全の確保のため学校施設の改修・整備を進め、物的環境を整えます。また、適正な学校規模を実現するため学校統廃合を計画的に進めるとともに、家庭・地域の教育力を高め、地域全体で子どもを育てる体制を整えます。

（３） 生涯学習の機会を広げ文化・スポーツの振興を図ります

① 生涯学習の振興を図ります
② 社会教育施設の充実と活用を図ります
③ 地域の伝統や文化の維持向上を図ります
④ スポーツの振興を図ります
⑤ 広域的なスポーツ交流を推進します

◆地域の特性や住民ニーズに応じた、生涯学習やスポーツに親しむ機会を提供し、その成果を自己の成長と地域の活性化に生かし、生きる喜びが実感できる地域づくりをめざします。また、地域の文化遺産や伝統・文化の保護・保存と活用、芸術・文化の振興を図るとともに、各種スポーツ関係団体と連携しスポーツの振興を図ります。

５　点検・評価等

（１）　点検と評価

教育委員会では、「第２次高梁市教育振興基本計画」を基に、毎年、重点的に取り組んだ事業（教育行政重点施策）の執行状況等について自ら点検及び評価を行います。その結果について評価委員から意見をいただいた後、報告書を作成し、議会へ提出するとともに、市民へ公表します。

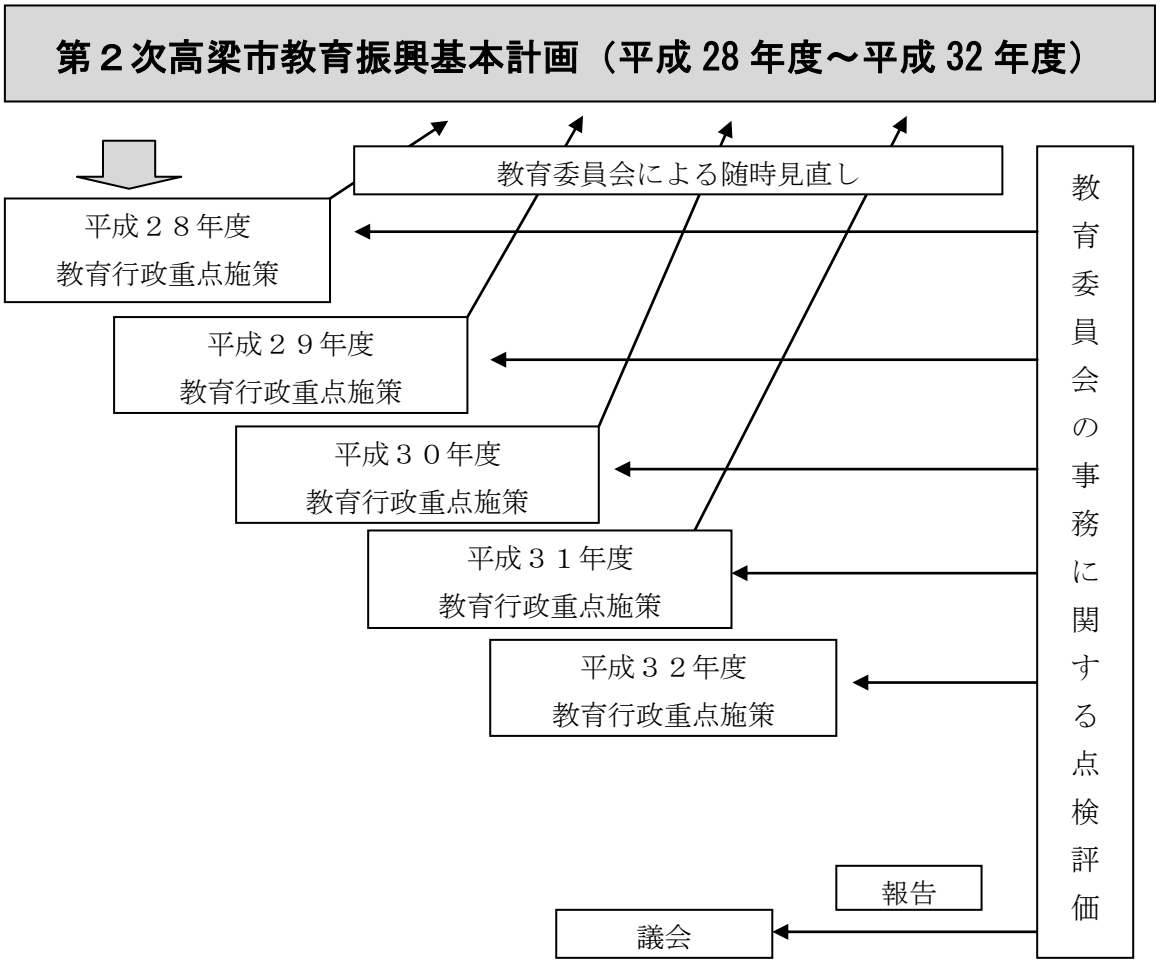

（２）　計画の見直し

現代における社会情勢の変化はめまぐるしく、それに伴い、教育を取り巻く課題も年々変化しています。

そうした社会の変化に適切に対応するため、計画の期間内であっても必要であれば計画内容の見直しを行うものとします。

◎ 新規事業　　○拡充事業　　・継続事業

第４章 第２次高梁市教育振興基本計画の施策の展開

基本方針１　心身ともにたくましい子どもを育てます

施策１　就学前教育の充実を図ります

現状と課題

・就学前教育保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、国においては、幼児期の学校教育保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとし、平成２７年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。本市においても、乳幼児の保護者の子育て支援を一層進めることが求められています。

・本市では、新たに子ども・子育て支援新制度に基づいた就学前教育保育を導入し、幼稚園・こども園・保育園が共通した教育保育を推進し、その充実を図ることとしました。そのために、高梁市就学前教育保育課程を基にした質の高い就学前教育を推進し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ることが求められています。

施策の方向　（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（就学前教育の質の充実） ◆地域の実態等にあわせて、保育園、幼稚園、こども園間、さらには小学校との連携を図り、市民のニーズや地域の特性に応じた就学前教育を推進します。	・教育研修所事業の推進 ○高梁市就学前教育保育課程を基にした就学前教育の推進 ◎就学前教育アドバイザーを中心とした保・幼・こども園と小学校との連携の推進
◆地域の自然や人材を活用し、体験活動を通した豊かな情操を育みます。	・特色ある学校づくり事業
◆文化・芸術等の鑑賞を通して豊かな情操を育みます。	・芸術鑑賞推進事業の推進
◆職員研修を充実させ、保育士や幼稚園教諭・保育教諭の教育保育力を向上させます。	・就学前教育課程研究指定事業 ◎就学前教育アドバイザーと研修指導員による職員研修の充実
（家庭教育に関する学習機会と情報提供の充実） ◆子どもの年代に応じた家庭教育や子育てに悩む保護者の支援を推進します。	・園を活用した子育て支援の推進（子育て応援講座、乳幼児学級等）

◎ 新規事業　○拡充事業　・継続事業

施策２　確かな学力の向上を図ります

現状と課題

・確かな学力を身に付けることは、自己の個性や能力を伸ばすとともに、将来の夢や目標の実現に向けて進路を切り開くために重要です。そのためには、教師が単に知識を伝えるだけでなく、問題解決学習、体験学習、探求的学習などを取り入れたアクティブ・ラーニングを積極的に推進し、主体的な学びを積み重ねることが求められます。

・本市の学力の状況については、全国学力・学習状況調査の結果から、小学校は全国の平均とほぼ同様の傾向を示し、中学校は高水準を維持しています。特に、落ち着いた学習環境を実現し、集中して授業に取り組むことで成果をあげています。ただ、活用力には依然課題があり、個に応じた指導や家庭と連携した学習習慣の定着等に取り組むことが必要です。

・益々進む社会のグローバル化や高度情報化に対応するため、特に、英語教育や国際理解教育、ＩＣＴ活用力を高めるための情報教育等の充実が求められています。

・読書活動については、年々、書籍が充実するとともに、学校図書館司書や司書教諭を中心に、運営面や活動内容の工夫・充実が図られています。一層、授業での活用や読み聞かせ活動の充実を図り、学力の基礎となる読む力や考える力を育てることが大切です。

施策の方向　（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（学力の向上を目指した取組） ◆学校での学力の向上の取組を、学校間や家庭との連携を強化して、一層充実したものにします。 	○学力向上推進研究指定校事業 （英語教育、ＩＣＴ活用等） ・市独自の学力テストの実施と活用 ・全国、岡山県学力・学習状況調査による実態を把握と結果の活用 ・学力向上改善プランの推進 ・積極的な授業研究・公開の推進
◆小中一貫教育を積極的に推進し、９年間を見通した教育を推進します。	◎小中連携加配教員の配置 ○小中教員の兼務配置によるＴＴ授業※10の推進
◆外部人材の活用により個別の学習支援を充実させ、学力の向上を図ります。	・学校支援地域本部事業の推進 ・大学の地（知）の拠点事業※11の活用 ・放課後学習サポート事業の推進
（学校での読書活動の充実） ◆授業に学校図書館を計画的に活用したり、全校一斉の読書活動を行ったりするなど、児童生徒の主体的、意欲的な読書活動を推進します。	・学校図書館を活用した授業の充実 ・「読書大すき高梁っ子感想文コンクール」等の読書啓発活動の推進

施策３　道徳教育を充実させ豊かな心を育みます

現状と課題

・いじめや暴力行為、非行等の問題行動は改善しており、各学校とも落ち着いた学習環境を実現できています。引き続き、道徳教育や人権教育の充実、さらには規範意識の醸成等に積極的に取り組むことが重要です。

・正しい職業観・勤労観を身に付けるとともに、夢や目標を持ち、自己の在り方生き方を学ぶキャリア教育や、体験活動・ボランティア活動等の充実を図ることも重要です。

・いじめ問題については、「高梁市いじめ問題対策基本方針」に基づいた取組を進めることが重要です。また、スマートフォン等を介したネットいじめやトラブルなどの新たな課題に対応するために、情報モラル※12教育の充実が求められています。

・子どもの規範意識を高め、道徳心や豊かな心を育てるために、家庭や地域の教育力が大きな役割を果たしています。一層、学校と家庭・地域が連携を強化し、地域ぐるみで子どもを育てる支援体制を構築することが求められています。

施策の方向　（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（道徳教育や人権教育の充実） ◆就学前から高等学校段階までの発達段階に応じた心の教育の充実を図り、思いやりや命を大切にする心など、豊かな心を育成します。	○道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の充実 ○体験活動等と関連させた道徳教育の充実 ・人権教育、情報モラル教育の充実
（キャリア教育の充実） ◆学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させ、学ぶ意欲の向上に努めます。	・夢の教室（ユメセン）の実施 ・職場体験活動等の実施 ・1/2成人式、立志式等の実施
（地域の教育力を活かした体験活動・文化活動等の充実） ◆豊かな人間性、社会性、規範意識等を育むため、地域の自然や人材を生かした多様な体験活動を推進します。	・学校支援地域本部事業の推進 ・特色ある学校づくり事業の推進 ・ボランティア活動の充実 ・学校ふれあい促進事業の実施
◆伝統・文化をはじめ優れた文化に触れる機会の充実に努めます。	・芸術鑑賞推進事業の推進
（いじめ・不登校問題等への対応） ◆実態を把握するための様々な方法を工夫するとともに、個々の実態に応じた相談や支援の体制を整えます。	・教育相談体制の充実と適応指導教室の活用 ・学校ふれあい促進事業の推進 ・スクールカウンセラーや相談員の配

	置と派遣 ・心理テストＱＵ※13の実施 ・いじめ問題対策基本方針の推進
（家庭・地域の教育力を活かした子どもの規範意識の醸成） ◆学校と家庭・地域が生徒指導における連携・協力を強化し、地域ぐるみで子どもの規範意識を高め、問題行動やいじめへの対応に取り組む体制を作ります。	・学校支援地域本部事業の推進 ・中学校区生徒指導推進事業の推進

施策４　ふるさと高梁に学び郷土愛を育みます

現状と課題

・次代の地域社会の担い手である子どもたちが、郷土に対する愛着と誇りを持つことが求められています。そのために、山田方谷をはじめとした郷土の偉人の生き方や教えを道徳教育で積極的に取り上げていくことが重要です。

・高梁市には、先人たちが築き上げ、後世に受け継ぐべきすばらしい歴史や伝統・文化、そして、豊かで美しい自然とそれを活かした産業があります。それらに関心をもって学び、ふるさとを理解し大切にする心と態度を育てることが求められます。また、地域の資源や人材を学習活動に積極的に活用することは、子どもと地域住民の絆を深め、子どもたちに豊かな心を育むことにつながります。

・そして、これらの成果を地域ぐるみのものとするためには、公民館等でふるさと学習を積極的に推進することが重要です。

施策の方向　（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（郷土への愛着と誇りを育む学校教育の推進）	
◆山田方谷をはじめ郷土の偉人を題材として、その生き方や教えを学ぶ道徳教育を推進します。	○山田方谷など郷土の偉人を題材とした道徳授業の実施 ・山田方谷カレンダーの作成と活用
◆学校での教科や総合的な学習の時間等において、高梁や各地域の自然や産業、歴史や伝統、民俗や文化、人物など、地域の特長を生かした学習に積極的に取り組みます。	・特色ある学校づくり事業の推進 ・高梁魅力再発見事業の実施 ○小学校社会科副読本「はばたく！わたしたちの高梁市」の活用 ・子ども議会の開催
（学校教育での地域の資源と人材の活用）	
◆学校と図書館や公民館、資料館、美術館等とが連携し、各地域の自然や産業、歴史や文化、人物などに関する学習を進めるとともに、豊かな自然環境や優れた地域資源・人材を生かした様々な体験活動を通じて、郷土に対する愛着と誇りを育む学校教育を推進します。	・学校支援地域本部事業の推進 ・特色ある学校づくり事業の推進
（社会教育でのふるさと学習の推進）	
◆社会教育事業や体験活動を通してふるさと学習を進め、次代の地域の担い手である子どもたちに、郷土高梁に対する正しい理解を深め、その魅力を伝えていきます。	・公民館講座等による地域学習と地域課題への取組 ・高梁魅力発見事業の高梁すきすき探検隊の実施

◎　新規事業　○拡充事業　・継続事業

施策５　健やかな体を育てます

現状と課題

・子どもの健康に係る問題が多様化している現状を踏まえ、子どもの基本的生活習慣の定着や健康な体の育成のために、家庭と学校が連携した健康・体力づくりが求められています。

・子どもの体力は、長期的に低下もしくは停滞傾向にあり、生涯にわたって運動に親しむ資質能力の育成が求められ、運動部活動では指導者の指導力向上や外部指導者の配置など活性化に向けた取組が重要です。

施策の方向　（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（学校と家庭が連携した基本的生活習慣の定着） ◆子どもの基本的な生活習慣の改善と定着を、家庭や地域、関係機関と連携して積極的に進めます。	・「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進 ○ノーテレビ・ノーゲームデーとメディアコントロールの推進
（食育と健康教育の推進） ◆伝統的な食文化や地域の産物を生かした学校給食の充実を図るとともに、学校給食や家庭の食事を通して、児童生徒が正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身に付けられるよう、食育の推進に取り組みます。	・食に関する指導の推進 ・「高梁味めぐり」「子どもたちが考えた共通献立」等食の指導の充実 ○給食におけるアレルギー対策の推進
◆様々な健康課題に対応するため、学校保健指導、学校保健管理の充実を図るとともに、学校と家庭、関係機関が連携・協力して、組織的、計画的に健康教育の充実を図ります。	・学校保健委員会の充実 ・薬物乱用防止教育等、今日的健康課題への指導の充実
（学校体育と運動部活動の充実） ◆体育・保健体育の学習の充実を図るとともに、体力・運動能力の向上と健康の増進を図ります。	○新体力テストの全校実施等、各校での体力づくりの推進 ・大学の地（知）の拠点事業の活用
◆運動部活動の活性化を推進するとともに、指導者の指導力の向上と外部指導者の効果的な活用を図ります。	・行事参加補助金や負担金の予算化 ・地域スポーツ人材の活用 ・スポーツエキスパート事業の推進

◎ 新規事業　○拡充事業　・継続事業

基本方針２　充実した教育環境を整備します

施策１　教師の指導力を高め人的環境を整えます

現状と課題

・教育効果を上げるためには、教師の指導力を向上させることが重要であるとの考えから、研修や授業研究の充実を図ってきました。各学校園で公開授業の回数や外部講師を活用する機会が増え、研修会への参加者も年々増加しており、一層の充実が求められます。

・今後、新たに教科となる道徳や小学校の英語、“ふるさと高梁から学ぶ”郷土学習等の指導力やＩＣＴ活用力の向上に重点を置き、職員研修や授業研究の内容を充実させるとともに、教師の支援・補助となる様々な人的配置を充実させることが求められています。

施策の方向　（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（研究会・研修会を通じての指導力の向上）	
◆研究指定校園事業や校内研究・研修を積極的に進め、授業研究を通じて授業力や指導力を向上させ、その研究成果を広め、全ての学校の教師力向上を図ります。	・高梁市教育研修所事業の推進 ○学力向上推進研究指定事業の推進による、課題・成果の検証・普及 ・就学前教育課程研究指定事業
（学習指導要領への対応と円滑な実施）	
◆学習指導要領の円滑な実施と次期改訂を踏まえ、外国語（英語）、道徳、ＩＣＴ活用、ふるさと学習等の指導力の向上と指導体制の充実を図ります。	◎学習指導要領改訂に関わる研修会の開催
（教員の指導力向上のための研修機会の提供）	
◆経験年数別研修や研究指定授業研究、授業改革協力員研修等の機会を活用し、積極的に外部講師を招聘し指導を仰ぎ個々のスキルアップを進めるとともに、他の市県の研修会へ積極的に参加し、指導力の向上を図ります。	・学力向上推進研究指定事業の推進 ◎英語科指導力向上研修事業の推進 ・教職員の育成・評価システムの充実
◆ふるさと高梁を学ぶ研修を充実させ、高梁への理解を深め、郷土学習の指導力を高めます。	・市内巡り研修会の推進 ・高梁市教育研修所事業の推進
（指導の充実のための人的配置）	
◆個に応じた指導や少人数指導、ＴＴ指導を実現し、また、複式学級のわたり指導を解消するため、人的配置や学級編制の弾力化を進めます。さらに、特別な支援が必要な児童生徒の実態に応じて、支援員を適切に配置します。	・ＡＬＴ※14配置による英語学習の充実 ・少人数や複式解消のための非常勤講師の配置 ・学級編制の弾力化事業 ・特別支援教育支援員配置事業の推進

施策２　適切な学校配置を進めます

現状と課題

・就学前教育保育の充実のため、幼稚園・保育園の統廃合や認定こども園化を、計画的に進めていくことが重要です。
・子どもが減少する中、学校の小規模化や複式学級の増加が進んでおり、教育活動の充実と学校規模の適正化を図るために、学校や地域の実情を十分踏まえた学校の在り方を検討し、統廃合を含め対応することが求められています。
・市立高等学校については、その存在意義を積極的に広報するとともに、教育課程の工夫や教育活動の特色づくりを一層進め、魅力ある学校づくりを進めることが重要です。

施策の方向　（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（就学前教育保育機関の適正化） ◆今後の乳幼児数の推移を踏まえ、就学前教育保育が充実したものになるように、小規模園の統廃合や認定こども園化を進めます。	○保育園、幼稚園、こども園の連携強化と適正配置の推進
（小中学校の統廃合） ◆今後の児童・生徒数の推移を踏まえ、子どもたちの能力を最大限に伸ばすことができる学級・学校規模を考慮し、適切な学校配置を図ります。	○小規模校の適正な配置
（市立高等学校の魅力づくり） ◆市内の各高等学校がこれまで積み上げてきた実績や特長を生かしながら、教育課程の工夫や教育活動の特色づくりを一層進めるとともに、より一層、生徒や保護者・地域の多様なニーズに応えられるよう、その教育体制の在り方を検討します。	・高等学校教育の魅力づくりと在り方の検討 ・高等学校同士や異校種間、地域との連携強化

施策３　学校支援体制の充実を図ります

現状と課題

・価値観の多様化、地域住民相互の交流やつながりの希薄化、各家庭の孤立化の進展に伴い地域社会全体で子どもの育ちを支えることが重要となってきています。学校と家庭・地域が連携し、学校支援地域本部事業やコミュニティ・スクール等の推進により、学社融合して家庭や地域の教育力を一層高め、社会全体で子どもの健全育成を図る体制づくりが大切です。

・学校間連携では、中学校区単位で合同授業や交流活動等を積極的に進め、小中学校の連携と一貫性のある教育体制をつくるとともに、高等学校や大学との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを進めることが求められています。

・教育上特別な支援を必要とする子どもたちは増加の傾向にあり、一人一人のニーズにあった適切な支援が必要であり、そのための体制の整備を進めることが大切です。

・生徒指導上の課題への対応は、未然防止、早期発見・早期対応が重要で、教育相談体制の整備や他機関との連携等を積極的に進めることが重要です。

・経済格差の拡大や要支援家庭の増加の現状を踏まえ、就学や進学を経済的に支援する制度を充実させることにより、保護者負担の軽減を図ることが求められています。

施策の方向　（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（家庭の教育力の充実と連携強化）	
◆基本的生活習慣の改善や家庭学習の充実、メディアコントロールの取組等について、学校と家庭が連携することで、家庭の教育力の向上を図るとともに、子どもの健全育成を促します。	・「早寝・早起き・朝ご飯」運動 ○メディアコントロールの活動推進 ・「親育ち応援プロジェクト」を活用した家庭教育支援講座の実施
（地域ぐるみで子どもを育てる体制の構築）	
◆地域の意見を積極的に学校教育に取り入れるとともに、各公民館の人的ネットワークを活用したボランティアで学校の側面的支援を推進します。	・学校支援地域本部事業の推進 ◎コミュニティ・スクールの推進 ・高梁学習サポート事業の推進
◆子どもたちが安全に安心して教育が受けられるよう、学校や通学路における見守り活動を進めるとともに、挨拶運動を推進し地域住民との絆を深めます。	・学校安全体制整備推進事業 ・街頭補導活動の推進 ・通学路安全マップの作成
（学校間の連携と一貫性のある教育の推進）	
◆中学校区単位の園・小・中連携の教育体制を整え、子ども、教員、保護者同士が交流や合同学習を進め、一貫性のある教育課程や教育活動の実現を図ります。	・小中連携事業の推進 ○小中連携加配教員や兼務教員の配置 ・出前授業や学習支援の推進

◆高等学校や大学と連携し、小中学校へのボランティアや出前授業、合同活動等を積極的に進めます。	・大学の地（知）の拠点事業の活用
（関係機関との連携による学校支援体制）	
◆特別支援教育において、関係機関と連携し、「個別の教育支援計画」に基づき、個に応じた適切な指導を充実させます。	・学校・園の支援体制整備と他機関との連携推進 ・特別支援学校との連携推進 ・特別支援教育推進事業における巡回相談の充実 ・ケース会議による組織的対応
◆生徒指導や教育相談活動などでは、相談機関や警察、病院等の関係機関との連携を密にし、組織的な対応ができるように体制づくりを進めます。	・学校問題解決支援チームの結成 ・いじめ防止対策推進事業の推進 ・ケース会議による組織的対応
（就学・通学支援制度の充実）	
◆就学が困難な児童生徒に対して、学校教育に係る費用の一部を援助します。	・就学援助費補助制度による支援
◆通学が困難な地域の児童生徒について、スクールバスを運行するとともに、遠距離通学の児童生徒に対して補助金を支給します。	・遠距離通学事業によるスクールバス運行 ・遠距離通学費補助制度による支援
◆高校や大学に進学する生徒を対象に、就学支援として奨学金の貸し付けを行います。また、一定の居住条件を満たすと償還を免除し、定住促進を図ります。	○奨学金貸付事業の充実

施策４　学校の施設・設備の充実を図ります

現状と課題

・子どもが、安心して学び、安全に生活する場であるとともに、災害時の緊急避難場所としての役割を果たす学校教育施設に対して、引き続き、耐震化や耐震対策、緊急度に応じて適宜、必要な改修や大規模改修等が必要になっています。
・子どもたちに質の高い教育環境を提供するためには、学習指導要領等に示された指導内容を踏まえて、ＩＣＴ環境の整備充実が必要です。特に、タブレット端末[15]を児童生徒と教師に配備し、授業に有効活用することが求められており、導入・整備を計画的に進めていくことが重要です。
・太陽光発電や照明の省エネルギー化等の環境に配慮した施設設備の整備に努める必要があります。

施策の方向（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（学校施設の耐震化の推進） ◆安心・安全な学校づくりのため、学校施設の耐震化や耐震対策を行います。	○学校施設の耐震化や非構造部材※[16]の耐震化の推進
（学校施設のバリアフリー化の推進） ◆災害時には、避難所となる校舎・屋内運動場等のバリアフリー化を進めます。	・安心安全な施設整備事業の推進 ・バリアフリー化、ＵＤ化の実施
（学校施設・設備の充実） ◆老朽化や改修が必要な施設・設備の整備を進めます。	○老朽化が進んでいる施設の大規模改修 ○普通教室への空調設備の整備 ・プールの改修 ・洋式トイレの増設
◆ＩＣＴ機器の充実と教育情報システムの整備を積極的に推進し、情報教育の充実を図ります。特に、タブレット端末の導入・整備を計画的に進めます。	○ＩＣＴ整備事業の推進 ◎タブレット端末整備事業
◆太陽光発電や照明の省エネルギー化等の環境に配慮した施設・設備の整備に努めます。	・省エネルギー対策事業の推進

施策５　学校給食の充実を図ります

現状と課題

・平成２７年度から幼稚園とこども園への給食提供を開始し、全市的に学校給食を通しての食育の推進に取り組んでおり、一層の充実を図ることが求められています。
・旬の食材を活用した行事食、地域の特色を生かした郷土食など「生きた教材」となるよう献立を作成し、給食の充実推進と地産地消の積極的推進を図ることが重要です。
・学校給食の食物アレルギー対応については、対応マニュアルを見直し体制づくりを進め、組織的な対応ができるようにし、安心安全な学校給食の提供を図ることが求められています。
・学校給食センターの施設・設備の整備・充実を図ることが求められています。また、運営面について、今後の在り方を検討していく必要があります。

施策の方向　（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（食育の推進） ◆伝統的な食文化や地域の産物を生かした学校給食の充実を図るとともに、学校給食や家庭の食事を通して、児童生徒が正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身に付けられるよう、食育の推進に取り組みます。	・食に関する指導の推進 ・「高梁味めぐり」「子どもたちが考えた共通献立」等食の指導の充実 ○給食のアレルギー対策
（献立の充実と地産地消の推進） ◆旬の食材を活用した行事食、地域の特色を生かした郷土食など「生きた教材」となるよう献立を作成し、給食の充実推進と地産地消の積極的推進を図ります。	・高梁市立学校給食献立検討委員会の開催
（学校給食における食物アレルギー対策） ◆学校給食における食物アレルギー対策は、急務となっており、国の指針に基づき市のアレルギー対応マニュアルを見直し、体制づくりを進め、安全安心な対応ができるようにします。	◎高梁市立学校給食センター運営委員会の設置 ◎高梁市立学校給食アレルギー対応検討委員会の設置
（学校給食センターの施設・設備と運営の充実） ◆より安全な給食調理と配送ができるように施設を整備し、老朽化した厨房設備機器の計画的な更新を進めます。	・学校給食センター整備事業の推進
◆運営面での今後の在り方を検討し、運営の充実を図ります。	○学校給食センター運営の充実

◎ 新規事業　○拡充事業　・継続事業

基本方針３　生涯学習の機会を広げ文化・スポーツの振興を図ります

施策１：生涯学習の振興を図ります

現状と課題

・複雑多様化する地域課題や学習ニーズへ対応するため、学びによる人づくり、地域づくりにつながる公民館講座や研修会の開催が求められています。

・社会の急激な変化により、社会問題となっているＤＶ、虐待をはじめ、様々な人権問題が起こっており、基本的人権が尊重される社会の実現のために、人権教育の充実と啓発活動の推進が重要です。

・少年非行や問題行動、さらには不登校やひきこもりが社会問題となる中で、地域全体で子どもたちの自主性・社会性・創造性を育む活動を進め、青少年の健全育成を図ることが求められています。

・子どもの読書活動の推進については、平成２８年２月に策定した「第３次高梁市子ども読書活動推進基本計画（高梁わくわく読書プラン）」に基づき学校・家庭・地域が相互に連携し、読書環境を整備し、読書活動の一層の充実を図る必要があります。

施策の方向（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（生涯学習の振興と公民館活動の充実）	
◆地域の特性や課題に応じた講座や研修会などの学習機会を提供し、地域理解を深め、地域社会への参加・参画を推進します。	・公民館講座等学習機会の提供 ・各種講座等の実施
◆学習活動により自己実現を図り、学習成果を地域社会に生かす「学びの循環」を構築するとともに、社会教育団体等の活動支援やリーダーの育成を図ります。	○学校支援地域本部事業 ・婦人教育推進事業や青少年育成支援事業への取り組み
◆吉備国際大学をはじめ、地域の社会教育・福祉団体等と連携して、それぞれのライフステージに応じた学習を進めます。	・公民館講座等学習機会の提供 ・各種講座等の実施 ・生涯学習大学講座の実施
◆生涯学習推進ネットワークの充実を図るため、地域のまちづくり・コミュニティ組織や地域団体と連携、協働していくとともに各公民館が連携を図ります。	・地域団体等の連携した公民館事業の実施
◆学習機会の提供とともに、世代間交流事業など学習成果を地域で活かす仕組みづくりを行います。	・三世代交流事業の実施

◎　新規事業　○拡充事業　・継続事業

（人権が尊重される社会の実現） ◆学校・家庭・地域社会・職場等さまざまな場で人権教育・啓発に取り組んでいきます。	・人権問題学習講座 ・ＰＴＡ人権教育研修会の実施 ・就学前人権教育研修会の開催 ・エンパワーメント※17育成事業の実施
◆人権意識の高揚を図るために、講演会や研修会の開催、リーフレットの配布等を行うとともに、講師派遣や教材の貸出・提供等を行い、企業・学校・地域での自主的な学習を支援します。	・人権啓発講演会の開催 ・人権啓発リーフレット作成・配布 ・人権啓発ビデオの活用
（地域ぐるみで青少年の健全育成を図る体制） ◆ＰＴＡをはじめボランティア等の子育てに関わる団体が連携し研修を深め、ネットワークの構築を図ります。	・子どもと親の学習フェスタの実施
◆青少年育成センターを拠点として、地域の青少年育成団体や学校等が連携して青少年の健全育成に努めます	・青少年育成センター運営事業
（規範意識や豊かな感性を育む学習活動） ◆様々な体験活動を通じて、子どもたちに豊かな人間性、社会性、規範意識を育む事業を推進します。	○広がる子どもの夢事業の推進 ○放課後子ども教室の推進 ・少年団体の活動支援
◆市立図書館が、読み聞かせの会を実施するとともに、読み聞かせに関わる研修会を開催し、ボランティアのスキルアップとネットワークの構築を図ります。	○読み聞かせ推進事業の実施 ・読書ボランティアの養成講座の実施

◎ 新規事業　○拡充事業　・継続事業

施策２　社会教育施設の充実と活用を図ります

現状と課題

・社会施設や文化施設の整備と機能の充実を図り、多様化・高度化する学習ニーズに対応し、幅広い学習機会の提供と、魅力ある展覧会や鑑賞会の開催が求められています。

・新図書館については、図書館と読書活動推進、交流の場として、また、郷土資料や書籍の保存等の機能を併せ持つ、生涯学習の拠点施設としての役割が期待されています。

施策の方向（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（社会教育施設の充実）	
◆文化交流館、生涯学習センター等の施設について、多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、機能を充実し幅広い学習機会を提供します。	・社会教育施設管理事業
◆生涯学習の拠点施設として新図書館を核とした複合施設を建設し、各図書館（図書室）、教育機関と連携します。	◎駅前複合施設（新図書館）建設事業
◆老朽化している社会教育施設について、誰もが安心して利用できるように整備し、学習意欲の向上を図ります。	・社会教育施設管理事業
（文化施設の充実）	
◆総合文化会館、歴史美術館、成羽美術館、吉備川上ふれあい漫画美術館、景年記念館、郷土資料館等の文化施設において、市民ニーズに沿った事業や展覧会を行います。	・各文化施設での企画展・特別展等展覧会を開催
◆文化施設は、学校と連携を深め「学び」の場としての利用を進めます。	・各文化施設でワークショップ、観劇等招待の実施
◆老朽化がみられる文化施設については、安全で快適な施設環境を整えるために設備の更新や改修を計画的に進めます。	・老朽化した施設の計画的改修 ・施設の点検及び修繕の実施

施策３　地域の伝統や文化の維持向上を図ります

現状と課題

・地域の文化・芸術活動を支援し、地域文化の創造と交流を推進することが求められています。
・生活意識や価値観の多様化などにより、文化・芸術に対する関心や期待が高まってきており、幅広い文化・芸術の振興に取り組む必要があります。
・本市に残る貴重な文化遺産や伝統芸能、自然の価値を深く理解し継承するとともに、大切な財産として保護・保存し、次世代へ伝えていく必要があります。
・社会・経済環境の変化に伴って歴史的風致が失われている中、歴史的町並みを形成する景観を保全するため、地域と一体となって歴史的建造物の保存修理や修景を行っていくことが重要となっています。

施策の方向（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（地域文化・芸術活動の振興）	
◆地域の文化・芸術諸団体の活動を支援するとともに、芸術・文化を鑑賞する機会を提供します。	・各文化団体等への活動支援 ・優秀文化芸術の鑑賞の機会を提供
◆郷土の偉人山田方谷をはじめとする歴史的人物の顕彰事業を行います。	・郷土ゆかりの偉人の顕彰事業
◆市民の文化への関心と学習意欲に応えるため文化講座等を開催するとともに、貴重な文化財等に触れる機会を提供します。	・歴史文化講座の開催
（文化財の保護・保存と活用）	
◆文化財の適切な保存・管理に努め、調査・研究を継続的に行い、活用を図ります。	・文化財保護事業 ・文化財に親しむ市民講座の実施
◆国指定史跡備中松山城跡及び重要文化財である備中松山城・旧片山家住宅を保護保存・整備し、学術的な調査を進めるとともに、その活用を図ります。また、臥牛山全域の史跡指定について関係機関と協議していきます。	・史跡備中松山城跡整備事業 ・文化財管理事業
◆「臥牛山のサル生息地」等天然記念物の適切な保護・管理に努めます。	・天然記念物管理事業
◆備中神楽や渡り拍子等の伝統芸能については、後世に伝え残していくために、保存会等への支援や研修事業に取り組みます。	・伝承のための研修会等の実施 ・各伝統芸能保存・育成団体への活動支援

◎　新規事業　○拡充事業　・継続事業

（歴史的町並み保存と景観形成の推進） ◆歴史まちづくり法に基づき、歴史的建造物や伝統的活動で形成された歴史的風致を維持向上させる事業に取り組みます。	・旧吹屋小学校校舎保存修理事業 ・備中神楽・渡り拍子保存伝承活動推進事業
◆城下町としての面影を残す歴史的町並み保存地区整備事業を、地域住民の理解と協力を得て引き続き推進し、周辺に残る文化財と一体的な活用を行います。	・町並み保存整備事業
◆吹屋伝統的建造物群保存地区については、計画的な家屋の整備に努めます。	・吹屋伝建家屋保存事業

◎ 新規事業　○拡充事業　・継続事業

施策４　スポーツの振興を図ります

現状と課題

・体育協会や総合型地域スポーツクラブ等の組織力の充実及びスポーツ推進委員のスポーツ指導の強化などが必要となっています。
・スポーツ少年団活動は、少子化により地域や種目など活動に偏りが生じています。
・神原スポーツ公園をはじめ屋内外の施設の多くは老朽化が進んでいるため整備が求められています。

施策の方向　（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（スポーツの振興）	
◆体育協会等スポーツ関係団体の組織力の強化に努めます。	・高梁市体育協会の運営補助 ・市民体育祭等の開催 ・マラソン大会の開催
◆地域の特色を活かし誰もが年齢や技術・興味・目的に応じてスポーツに親しむことができるよう総合型地域スポーツクラブを育成・支援します。	・たかはしコミュニティ・スポーツクラブピオーネの活動支援
◆スポーツ推進委員のスポーツ指導の強化・充実に努め、子どもから高齢者まで年代に適したスポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、市民の健康を増進します。	・スポーツ推進委員の活動支援
◆大学、高校、小中学校の連携を深め、相互の指導者育成や派遣等により、競技力の向上やスポーツの振興を図ります。	・ジュニアスポーツスクールの開催
◆地域の人材や施設の有効活用、学社融合により子どもたちの健全育成に努めます。	・各種スポーツ教室の開催
◆各種スポーツ大会や教室、講習会を開催し、スポーツ少年団等の支援・育成を図ります。	・スポーツ少年団の運営補助 ・スポーツ少年団指導者の育成
◆本市のスポーツ施設を活用したトップアスリートによる教室等の開催により、競技力の向上と競技人口の拡大をめざします。	・三菱自動車倉敷オーシャンズ野球実技講習会の開催 ・ファジアーノ岡山サッカー講習会の開催 ・ＦＣ吉備国際大学シャルムサッカー教室の開催 ・岡山シーガルズスプリングキャンプin高梁の開催、コーチ派遣事業の実施

	・全国大会等代表選手激励金交付事業の実施 ・三渓青少年文化・スポーツ振興事業の実施
（スポーツ施設の充実） ◆神原スポーツ公園や有漢スポーツパーク・なりわ運動公園・旧川上中学校跡地・旧成羽高等学校体育館・高梁市民体育館等、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、施設整備や環境維持管理に努めます。	◎旧成羽高等学校跡地関連事業の実施 ◎旧川上中学校跡地整備事業の実施 ・体育施設整備事業の実施
◆施設の多くは老朽化が進んでいることから利便性や地域のバランス、施設の規模、必要性等を十分に考慮・検討しながら年次計画を策定し、改修・整備を行います。	・体育施設改修事業の実施
◆改築した高梁市民プールの利用促進を図り、有漢・成羽市民プールの今後のあり方を検討します。	・ジュニア水泳教室の開催
◆スポーツ交流推進のための関連施設整備を行います。	◎神原スポーツ公園改修整備事業の実施 ◎有漢スポーツパークグラウンド・ゴルフ場整備事業の実施 ◎なりわ運動公園改修整備事業の実施

◎　新規事業　○拡充事業　・継続事業

施策５　広域的なスポーツ交流を推進します

現状と課題

・国、県レベルの競技大会の誘致や施設を利用した広域的なスポーツ交流の機会が求められています。

・地域のスポーツ資源の活用が求められています。

施策の方向　（今後５年間に取り組む施策の基本的方向）

施　策　の　方　向	主　な　取　組
（広域的なスポーツ交流の推進） ◆国、県レベルの競技大会等の誘致を行い、広域的なスポーツ交流をさらに推進することにより、市の活性化を図ります。	・ヒルクライムチャレンジシリーズ高梁吹屋ふるさと村大会の開催
◆スポーツふれあい交流事業等を実施し、スポーツ少年団等の支援を行います。	・サッカー３ライズリーグの開催 ・夢の教室（ユメセン）事業の実施 ・平松政次旗学童軟式野球大会等交流試合の支援
◆施設を活用した交流人口の増加をめざし、高校や大学等の合宿などの誘致を推進します。	・スポーツ交流推進事業の実施 ・宿泊合宿の推進 ・体育施設使用料の減免

○ 用語解説

１　子ども・子育て支援新制度（ｐ.4）

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度。

２　アクティブ・ラーニング（ｐ.4）

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、問題解決学習、体験学習、探求的学習など、児童生徒の能動的な学習への参加を取り入れた学習法。グループ・ディスカッションやディベート等も有効な方法。

３　ＩＣＴ（情報通信技術）（ｐ.4）

Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、コンピュータなどの情報に関わる機械や器具を用いた情報を保存、加工、伝送する技術。

４　キャリア教育（ｐ.5）

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

５　食育（ｐ.5）

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる能力を育てる教育。

６　メディアコントロール（ｐ.5）

スマートフォンやゲーム等の普及により、睡眠不足や生活リズムの乱れなどが問題となり、電子メディアの利用時間を決め、コントロールすることで、生活リズムを改善し、家族との触れ合いを増やすことを目的とした取り組み。

７　学校支援地域本部事業（ｐ.6）

学校や公民館等に「学校支援地域本部」を設置し、学校と地域の調整役を担うコーディネーターを配置して、地域住民が学校支援ボランティアとして学校教育活動の支援を行う、文部科学省の推進事業。

８　コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（ｐ.6）

学校と保護者や地域住民で「学校運営協議会」を組織し、学校運営に地域の意見を反映させることで、「地域とともにある学校づくり」を進める制度で、学校運営の基本方針の承認や、教育活動への意見具申等の取り組み。

９　総合型地域スポーツクラブ（ｐ.7）

1995年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の一つで、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ。

10　ＴＴ(ティーム・ティーチング)授業（ｐ.13）

授業において、複数の教員が連携・協力して、役割分担により、全体指導や個別指導を行う授業形態。

11　地（知）の拠点事業（ｐ.13）

地方公共団体や企業等と協働して、就職先の創出と地域が求める人材養成に必要な教育カリキュラム改革に取り組む大学を支援することで、地方創生の中心となる「ひと」を地方へ集積することを目的とした文部科学省の事業。

12　情報モラル教育（ｐ.14）

情報社会において、情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする創造的な態度を身につけさせる教育。

13　心理テストＱ－Ｕ（Questionnaire-Utilities）（ｐ.15）

「楽しい学校生活を送るためのアンケート」として、児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる心理テスト。

14　ＡＬＴ（外国語指導助手）（ｐ.18）

Assistant Language Teacherの略で、日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人の指導助手。国が87年から実施している「語学指導等を行う外国青年招致事業」(通称・JETプログラム)が代表的。

15　タブレット端末（ｐ.22）

液晶画面（タッチパネル）に指を触れて操作するタイプの、携帯に便利で操作性に優れた板状のコンピュータ。

16　非構造部材（ひこうぞうぶざい）（ｐ.22）

柱、梁はり、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材。

17　エンパワーメント

人びとに夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っているすばらしい、生きる力を湧き出させること。

○高梁市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱

平成２２年５月１９日
告示第１４号

（目的及び設置）
第１条　教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第１７条第２項の規定により定める高梁市教育振興基本計画の策定に当たり、高梁市における新しい時代の教育のあり方について、幅広く市民各界の意見を聴取し、反映させるため、高梁市教育振興基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　検討委員会は、高梁市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。
（１）高梁市教育振興基本計画の策定に関すること。
（２）その他高梁市の教育の振興に関し必要な事項の検討に関すること。
（組織）
第３条　検討委員会は、委員１２人以内をもって組織する。
２　検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
（１）学識経験者
（２）教育関係者
（３）各種団体を代表する者
（４）市民
（５）前４号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者
（任期）
第４条　委員の任期は、高梁市教育振興基本計画の策定にかかわる事務が終了するまでとする。
（会長及び副会長）
第５条　検討委員会に会長及び副会長各１人を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
３　会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　検討委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
２　検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
４　会長が必要と認めたときは、関係者等を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。
（庶務）
第７条　検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。
（委員の報酬等）
第８条　委員に対し支給する報酬等の額は、高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１６年高梁市条例第３５号）による。
（その他）
第９条　この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則
この告示は、公布の日から施行する。
附　則（平成２７年高梁市教育委員会告示第４号）
この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

○第２次高梁市教育振興基本計画検討委員会

１.第２次高梁市教育振興基本計画策定検討委員会　委員名簿

選出区分	氏　　名 （◎：会長、○：副会長）	役　　職
学識経験者	◎平　岡　弘　正	吉備国際大学外国語学部外国学科教授
学校関係者	○川　上　はる江	高梁市立小学校長会会長（津川小学校長）
学校関係者	蟻　正　教　子	高梁市立松山高等学校長
学校関係者	大　月　一　郎	高梁市立中学校長会会長（高梁中学校長）
市　　民	小　川　靖　穂	
各種団体代表	小　倉　　浩	高梁市公民館連絡協議会会長
各種団体代表	下　西　敬　之	高梁市文化連盟会長
各種団体代表	徳　田　勝　俊	高梁商工会議所青年部会長
市　　民	中　村　香　織	
各種団体代表	永　井　芳　郎	一般社団法人高梁市体育協会副会長
学校関係者	難　波　眞　琴	高梁市立幼稚園長会会長（高梁南幼稚園長）
各種団体代表	藤　森　基　隆	高梁市 PTA 連合会代表

２.第２次高梁市教育振興基本計画策定検討委員会の開催状況等

開 催 期 日	検　討　内　容
平成２７年１０月２０日	《第１回》 ・設置要綱。策定方針 ・県の教育振興基本計画、高梁市新総合計画後期計画、 高梁市教育大綱の概要
平成２７年１２月８日	《第２回》 ・第２次高梁市教育振興基本計画の概要 ・第２次高梁市教育振興基本計画の内容検討 ・自由討議
平成２８年1月２６日	《第３回》 ・第２次高梁市教育振興基本計画の内容検討と最終案作成
平成２８年2月１日 ～2月１９日	○パブリックコメント
平成２８年3月１日	《第４回》 ・第２次高梁市教育振興基本計画の最終検討

【参考資料】　高梁市の教育関係資料

1	高梁市立学校等所在地図	３８
2	学校別在学者数・学級数及び学校給食数	３９
3	社会教育施設等一覧	４０
4	スポーツ施設一覧	４２
高梁市教育大綱（平成２８−３２年度）		４３

1　高梁市立学校等所在地図
（平成28年3月現在）

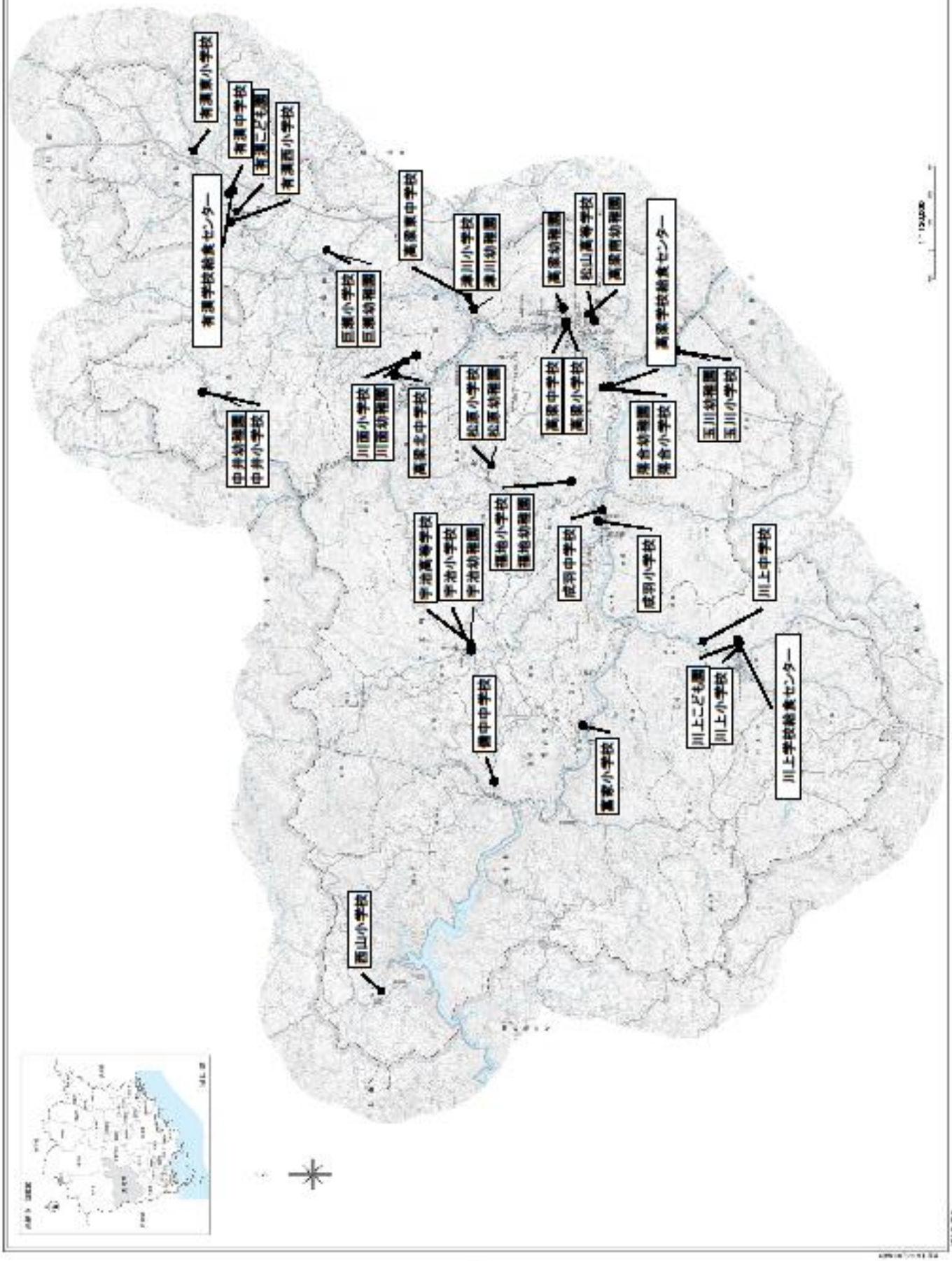

2 学校別在学者数･学級数及び学校給食数

学校別在学者数・学級数　　（学校基本調査　平成27年5月1日）

区分	学校名	在学者数	特別支援	学級数
小学校	高梁	345	17	15
	津川	53	1	7
	川面	67	2	7
	巨瀬	42	0	5
	中井	20	0	3
	玉川	30	3	4
	宇治	13	0	3
	松原	24	2	4
	落合	234	2	12
	福地	8	0	3
	有漢東	45	0	5
	有漢西	58	2	7
	成羽	182	11	8
	川上	88	4	7
	富家	55	2	6
	西山	10	0	3
	計（16校）	1,274	46	99
中学校	高梁	356	7	14
	高梁東	47	0	3
	高梁北	58	0	3
	有漢	50	2	4
	成羽	108	7	5
	川上	58	4	4
	備中	37	2	4
	計（7校）	714	22	37

区分	学校名	在学者数	学級数
高等学校	松山	18	4
	宇治	21	3
	計(2校)	39	7
幼稚園	高梁	18	2
	高梁南	34	3
	津川	14	2
	川面	18	2
	巨瀬	8	1
	中井	13	2
	玉川	7	1
	宇治	3	1
	松原	8	1
	落合	35	3
	福地	9	1
	計(11園)	167	19

学校給食数　　（平成27年5月1日）

センター名	食数
高梁学校給食センター	1,850
有漢学校給食センター	317
川上学校給食センター	424
計	2,591

（含職員分）

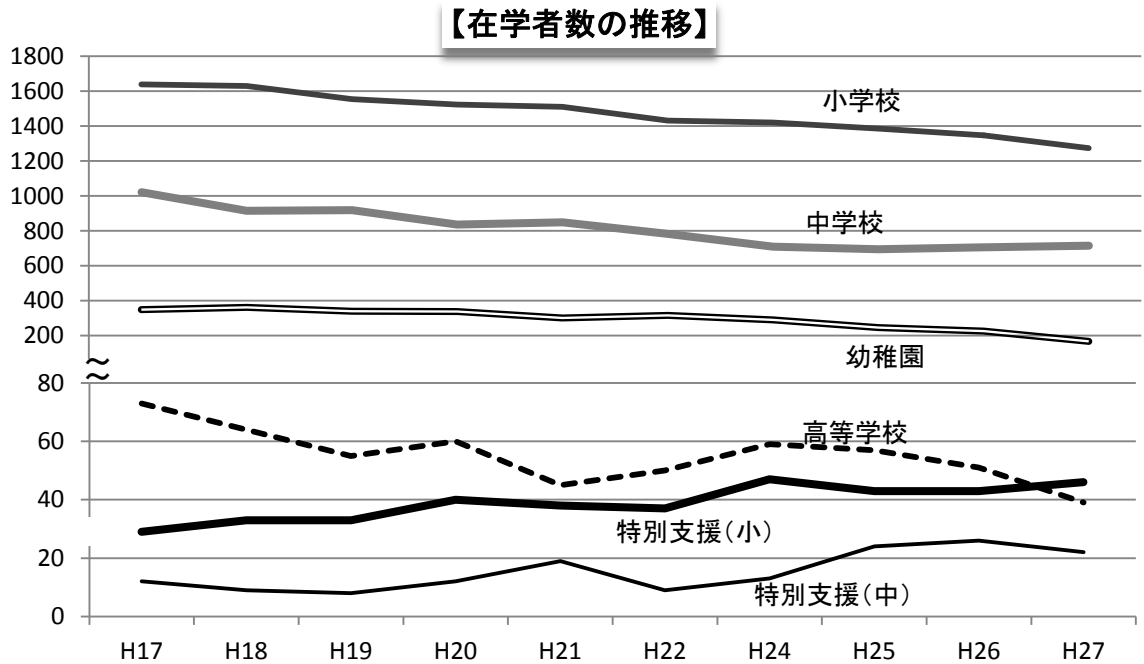

3　社会教育施設等一覧

【公　民　館】

番号	名　称	位　置	電　話
1	高梁中央公民館	原田北町 1203-1	21-0180
2	高梁公民館	原田北町 1203-1	21-0180
3	津川公民館	津川町今津 1801-1	22-2169
4	川面公民館	川面町 2212-1	26-0001
5	巨瀬公民館	巨瀬町 4864-1	25-0001
6	中井公民館	中井町西方 3158	28-2001
7	玉川公民館	玉川町玉 1550	22-2901
8	宇治公民館	宇治町宇治 1690	29-2001
9	松原公民館	松原町春木 669-1	26-1001
10	高倉公民館	高倉町田井 4532-2	26-0059
11	落合公民館	落合町阿部 2303-2	22-2932
12	有漢公民館	有漢町有漢 3387	57-2013
13	成羽公民館	成羽町下原 967	42-2525
14	川上公民館	川上町地頭 1822	48-2203
15	備中公民館	備中町布賀 29-2	45-4515

【文化施設等】

番号	名　称	位　置	電　話	用　途　等
1	備中松山城	内山下 1	22-1487	
2	高梁市郷土資料館	向町 21	22-1479	
3	高梁市成羽歴史史料館 ・成羽民俗資料館	成羽町下原 967	―	休館中
4	高梁市成羽神楽館	成羽町下原 967	―	休館中
5	高梁市川上郷土資料館	川上町地頭1857 - 1	48-2977	問合せは、21-1516
6	高梁市立高梁中央図書館	向町 21	22-2912	
7	高梁市立成羽図書館	成羽町下原 967	42-2589	
8	高梁総合文化会館	原田北町 1212	22-1040	
9	高梁市文化交流館	原田北町 1203-1	21-0180	
10	高梁市有漢生涯学習センター	有漢町有漢 3387	57-2013	
11	高梁市勤労青少年ホーム	落合町近似 267-7	22-1880	
12	高梁市成羽文化センター	成羽町下原 967	42-2525	
13	高梁市川上総合学習センター	川上町地頭 1822	48-2203	
14	高梁市歴史美術館	原田北町 1203-1	21-0180	
15	高梁市成羽美術館	成羽町下原 1068-3	42-4455	
16	吉備川上ふれあい漫画美術館	川上町地頭 1834-1	48-3664	
17	景年記念館	備中町布賀 3543-3	45-9850	問合せは、21-1516
18	高梁市有漢社会教育センター	有漢町有漢10343-2	57-2994	会議・宿泊
19	高梁市青少年研修センター	成羽町成羽 2298	42-2207	会議・宿泊
20	松山城等管理事務所	内山下 1	22-2756	

4　スポーツ施設一覧

番号	名　称	位　置	電　話	用　途
1	高梁運動公園	小高下町 2-1	22-1552	陸上競技場兼野球場、テニスコート、弓道場
2	神原スポーツ公園	松原町神原 2323-5	22-8765	野球場、多目的グラウンド、テニスコート、多目的広場
3	ききょう緑地	落合町近似 93-1	－	陸上競技場兼野球場
4	有漢農村公園	有漢町有漢 7996-1	－	芝生広場
5	有漢スポーツパーク	有漢町有漢 7996-1	－	多目的グラウンド、補助グラウンド、グラウンドゴルフ場
6	有漢総合グラウンド	有漢町有漢 3349	－	多目的グラウンド
7	なりわ運動公園	成羽町成羽 1860	－	野球場、多目的グラウンド
8	高梁市民体育館	落合町近似 267-7	22-1880	競技場、格技場、トレーニング室
9	有漢体育館	有漢町有漢 3387	－	
10	川上体育館	川上町地頭 1730	－	
11	成羽武道館	成羽町下原 884	42-2947	
12	成羽ミニスポーツセンター	成羽町成羽 2796-4	42-2642	ビリヤード場、ウエイトトレーニング場、フロアリング場
13	高梁市民プール	落合町近似 93-1	22-2931	
14	有漢市民プール	有漢町有漢 3387	－	
15	成羽市民プール	成羽町成羽 601	－	
16	有漢テニスコート	有漢町有漢 10343-2	－	
17	川上テニスコート	川上町地頭 1719-2	－	
18	川上夜間照明施設	川上町地頭 1730	－	

高梁市教育大綱 平成28-32年度

少子高齢化そして過疎化という厳しい環境下にあっても、高梁の豊かな自然やすばらしい伝統文化を活かした教育を進め、子どもたちがふるさとを愛し元気に育っていくことにより、地域の教育力は高まり、地域は活性化していきます。そのために、就学前から高等教育までの学校教育、家庭教育や社会教育を充実させ、教育環境を整備することにより、人づくりとまちづくりを一体的に進め、「教育のまち　高梁」の実現を目指します。

基本目標

大志を抱き未来を拓く人づくり

- 知・徳・体の調和のとれた成長をする人
- ふるさとを愛し活力あるまちを創る人
- 夢や目標の実現を目指して努力する人

基本方針

❶ 心身ともにたくましい子どもを育てます

（１） 就学前教育の充実を図ります
（２） 確かな学力の向上を図ります
（３） 道徳教育を充実させ豊かな心を育みます
（４） ふるさと高梁に学び郷土愛を育みます
（５） 健やかな体を育てます

❷ 充実した教育環境を整備します

（１） 教師の指導力を高め人的環境を整えます
（２） 適切な学校配置を進めます
（３） 学校支援体制の充実を図ります
（４） 学校施設・設備の充実を図ります
（５） 学校給食の充実を図ります

❸ 生涯学習の機会を広げ文化・スポーツの振興を図ります

（１） 生涯学習の振興を図ります
（２） 社会教育施設の充実と活用を図ります
（３） 地域の伝統や文化の維持向上を図ります
（４） スポーツの振興を図ります
（５） 広域的なスポーツ交流を推進します

平成28年3月発行
＜問い合わせ先＞
高梁市教育委員会事務局
学校教育課総務係
〒716-8501
岡山県高梁市松原通 2043 番地
高梁市役所4階　TEL (0866)-21-1500
FAX (0866)-21-1510